公益社団法人全国有料老人ホーム協会　殿

賛同会員　入会申込書 兼 誓約書

　公益社団法人全国有料老人ホーム協会の定款第4条に規定する目的に賛同し、以下のとおり賛同会員として入会を申し込みます。

また、当法人は、協会会員規程第5条に該当しておらず、入会後は協会の定款、倫理綱領、会員規程及び会費等規則等を遵守することを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　（法人代表者印）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | 法人事業概要書（所定書式）法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）会社案内等（データ提出可） |
| 定款（目的）第４条　本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者住まい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。会員規程（会員の不適格事項）第５条 会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合を会員の不適格事項とする。（１）会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（２）会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わっておらず、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。（３）会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者であるとき。（４）会員が、関係法令に基づく事業運営等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていたこと又はしていることが判明したとき。（５）会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき。（６）前各号によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。（７）過去に第１号から第６号に該当する不適格事項が存在した会員が、当該不適格事項及びこれに類する事項について十分な再発防止策を講じておらず、又はかかる再発防止策を維持していないと認められるとき。 |